

安全な食品の流通に向けた取組み ～放射性物質への対応～

- 北海道における食品の安全性確認の取組み
 - 農水産物の生産環境モニタリング調査の実施
 - 北海道食品衛生監視指導計画の推進
- 17都県における放射性セシウムの検査対応
 - 食品中の放射性物質に関する検査の実施
 - 生産現場における対応

平成24年10月
北海道農政部食の安全推進局食品政策課

H 2 4 年 度 農水産物の生産環境モニタリング調査の実施状況

■ 道立衛生研究所(放射能水準調査:文科省委託事業)

区 分	H23年事故後の測定体制	H24年度の測定体制
空間放射線量率	札幌市(道衛研:24時間連続測定)	・札幌市(道衛研)のほか、新たに9総合振興局(4/1～)で測定
大気中浮遊じん	対応無し	・3ヵ月に1回測定
降下物(降水等)	札幌市(3/14～毎日測定※、H24/1～月1回測定)	・月1回測定
上水(水道水)	札幌市(3/23～毎日測定※、H24/1～3ヵ月に1回測定)	・3ヵ月に1回測定
農水産物など	変更無し(牛乳、大根、ほうれん草、精米、日常食、鮭、昆布、牧草等)	変更無し

※事故発生後、放射能水準調査契約に基づく「モニタリング強化期間」となり、国への測定結果の報告頻度が1年1回から毎日に強化された。

■ 道独自の調査項目

区 分	H23年度	H 2 4 年 度
大 気 (空間放射線量率)	13総合振興局等(石狩除く)で3/23～毎日9時、13時、17時測定(10/22～毎日9時のみ、12/23～火・金曜9時に変更)	(環境放射能水準調査によるモニタリングポストが総合振興局9カ所に設置されたことから、振興局での調査を終了)
水道水	道内4地点(函館、稚内、帯広、根室)、(4/24～毎月1回)	23年度同様(4地点、毎月1回)
海 水	・太平洋沖沿海域3地点(室蘭沖、えりも沖、釧路沖)表・下層(4/11～隔週) ※ 採水地点を海岸付近の漁港に変更(室蘭市イタンキ漁港、様似町旭漁港、厚岸町床譚漁港:9/27～隔週)	・太平洋側の3漁港(室蘭市イタンキ漁港、様似町旭漁港、厚岸町床譚漁港:隔週)
農地土壌	・試験場7カ所(4/18～10月末迄 4週毎8回) ・水田土壌(8、9月)と玄米(9月)について補完調査として実施 ・道東地域3カ所の土壌について補足調査を実施(11月)	・試験場(7カ所)で実施(4月～10月まで月1回、7回) ・水田土壌(8、9月)及び玄米(収穫前)を実施(3農試)
水産物	・太平洋海域(4/15～適宜)を中心に実施 ・回遊性魚種等は国のモニタリング事業を活用し、道は沿岸定着性の貝類、コンブ類等について実施(9月～適宜)	・太平洋海域を中心に本道周辺海域で広く実施 ・回遊性魚種等は国のモニタリング事業を活用し、道は沿岸定着性の貝類、コンブ類等について実施
流通食品	対応無し	・食品中の放射性物質について新たな基準値が設定されたことから、道内に流通する道外産農産物等の検査を「平成24年度北海道食品衛生監視指導計画」に基づき実施

北海道における放射能濃度等のモニタリング状況

1 空間放射線量率の推移【過去の平常値の範囲(札幌市) 0.02~0.105μSv/h】

測定地	H23年度測定 (最小・最大値)	H24年4月以降 (4/2~6/30)	これまでの最小値/ 最大値
札幌市	0.023~0.064	0.025~0.041	0.023~0.064
岩見沢市	0.022~0.068	0.031~0.059	0.022~0.068
倶知安町	0.030~0.076	0.026~0.049	0.026~0.075
室蘭市	0.022~0.058	0.024~0.050	0.022~0.058
浦河町	0.038~0.070	—	0.038~0.070
函館市	0.020~0.060	0.027~0.056	0.020~0.056
江差町	0.032~0.072	—	0.032~0.072
旭川市	0.030~0.078	0.029~0.066	0.029~0.078
留萌市	0.026~0.078	—	0.034~0.078
稚内市	0.030~0.076	0.023~0.054	0.023~0.076
網走市	0.028~0.060	0.024~0.054	0.024~0.060
帯広市	0.030~0.058	0.029~0.057	0.029~0.058
釧路市	0.026~0.042	0.038~0.059	0.026~0.059
根室市	0.026~0.052	—	0.026~0.052

① 札幌市(道衛研)を除く13総合振興局等での観測体制を整備し、3月23日から観測を開始。

② 平成24年4月以降は、9総合振興局に整備したモニタリングポストで24時間連続測定を開始。

③ 道内観光地(16地点)では7月25日以降、大気の放射線量を月1回の頻度で観測を開始。これまで平常レベルです。

【五稜郭公園、洞爺湖温泉、登別温泉、ニセコグランヒラフスキー場、小樽運河浅草橋街園、道庁赤れんが前、道の駅サーモンパーク千歳、新ひだか町観光情報センター、襟裳岬、十勝川温泉、旭山動物園、宗谷岬、釧路市湿原展望台、納沙布岬、オホーツク流氷館、JR知床斜里駅前】

2 札幌における月間降下物の放射能濃度 (単位:メガベクレル(MBq)/km²)

区 分	H23/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月~2月	3月	4月	5月	6月	7~8月
降下物	131I	0.21	5.7	0.58	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	134Cs	ND	6.0	2.4	0.39	0.38	0.13	0.12	ND	ND	0.11	ND	ND
	137Cs	ND	5.7	2.3	0.35	0.45	0.070	0.093	ND	0.058	0.13	0.053	0.11

3 大気中浮遊じんの放射能濃度 (単位:mBq(ミリベクレル)/m³)

採取日	131I	134Cs	137Cs	備考
H24/4/25~5/13	ND(<0.012)	ND(<0.011)	ND(<0.0085)	3ヶ月に1回測定

北海道における放射能濃度等のモニタリング状況

震災前(H20～22年)の¹³⁷Cs
測定値 14～19Bq/kg乾土

4 農地土壌における放射能濃度 (H23年4/18～10/31、H24年5/7～9/24時点)

採取地	中央農試 (長沼町)		道南農試 (北斗市)		上川農試 (比布町)		上川天北支場 (浜頓別町)		十勝農試 (芽室町)		北見農試 (訓子府町)		根釧農試 (中標津町)	
区分	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24
131I	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
134Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
137Cs	ND～ 4.9	ND～ 6.4	9.4～ 12.4	ND～ 11.6	ND～ 7.0	ND～ 5.0	9.6～ 12.3	6.2～ 13.3	ND～ 10.7	ND～ 8.8	ND～ 8.0	ND～ 9.0	6.3～ 11.7	7.2～ 11.0

注 131I =ヨウ素131、134Cs =セシウム134、137Cs =セシウム137(単位: Bq/kg)

4-1 道東地域土壌の緊急調査 (H23年11月16～17日実施)

根室市(ニホロ)、別海町及び浜中町(農業改良普及センター)から土壌を採取し、測定の結果、浜中町ではセシウム137が17.9ベクレル/kg検出し、根室市及び別海町ではいずれも不検出です。

4-2 H23年産水稻栽培ほ場の土壌調査(補完調査)

上川農試、中央農試、道南農試の3ほ場から採取(8月8日及び9月5日)した土壌を測定の結果、道南農試ではセシウム137が12.3、13.3ベクレル/kg検出し、それ以外では不検出です。

4-3 H23年産玄米、稲わらの放射性物質調査(補足調査)

上記3農試からの玄米(9月1日採取)及び稲わら(9月採取)について補足調査の結果、いずれもヨウ素、セシウムは不検出です。

4-4 H24年産水稻ほ場、玄米の放射性物質調査(補足調査)

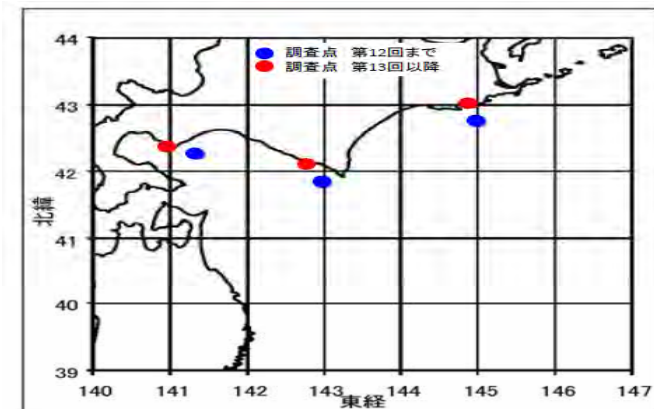
上記3農試の3ほ場から採取(8月20日、9月10日及び13日)した土壌を測定の結果、中央農試でセシウム137が4.9ベクレル/kg、道南農試では7.7と6.9ベクレル/kg検出した。また、3農試の玄米(9月10日採取)では、ヨウ素、セシウムともに不検出です。

5 水道水の放射能濃度(H23年4/24～24年9/19時点)

道では、函館、稚内、帯広及び根室の上水道を採取(月1回)し、測定の結果、これまでヨウ素、セシウムは不検出(0.2～0.5Bq/kg未満)です。

6 海水の放射能濃度(H23年4/11～H24年9/11時点)

道内3地点(H23/9/12日迄は室蘭沖、えりも沖、釧路沖、9/27日以降は室蘭、様似、厚岸の港)で採水し、測定の結果、これまでヨウ素、セシウムは不検出です。



7 北海道内における水産物モニタリング実施結果（H23年4月～H24年9月20日）

区 分		平成23年度 モニタリング調査状況						H24年度(9月20日時点)		
魚 種	採取時期	検査 回数	測定結果 (Bq/kg)				検査 回数	測定結果		
			ヨウ素 I-131	セシウム				ヨウ素 I-131	セシウム Cs-134, 137計	
				Cs-計	Cs-134	Cs-137				
シロザケ	4中旬 ～ 6中旬	4	N. D.	0.45 ～ 7.38	N. D. ～ 3.43	0.45 ～ 3.95	11	N. D.	N. D. ～ 0.58	
カラフトマス	4中旬 ～ 6中旬	4	N. D.	4.60 ～ 76.68	1.85 ～ 33.44	2.75 ～ 43.24	10	N. D.	0.41 ～ 1.75	
スルメイカ	7下旬 ～ 12中旬	27	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	20	N. D.	N. D.	
サンマ	6下旬 ～ 11中旬	25	N. D.	N. D. ～ 12.02	N. D. ～ 5.95	N. D. ～ 6.07	15	N. D.	N. D.	
ブリ	9中旬	1	N. D.	2.60	1.00	1.60	1	N. D.	N. D.	
シロサケ(秋鮭)	8下旬 ～ 11下旬	30	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	12	N. D.	N. D.	
マイワシ	9下旬 ～ 10中旬	2	N. D.	1.10 ～ 1.73	N. D. ～ 0.73	N. D. ～ 1.10	2	N. D.	N. D.	
カタクチイワシ	9下旬 ～ 10中旬	3	N. D.	N. D. ～ 1.27	N. D. ～ 0.59	N. D. ～ 0.72	—			
スケトウダラ	8下旬 ～ 3下旬	89	N. D.	N. D. ～ 3.90	N. D. ～ 1.70	N. D. ～ 2.20	22	N. D.	N. D. ～ 2.17	
マダラ	8下旬 ～ 3下旬	77	N. D.	N. D. ～ 70.00	N. D. ～ 31.00	N. D. ～ 39.00	69	N. D.	N. D. ～ 69.00	
カレイ類	6中旬 ～ 3下旬	64	N. D.	N. D. ～ 2.70	N. D. ～ 1.30	N. D. ～ 1.40	21	N. D.	N. D. ～ 0.70	
ホッケ	9月上旬 ～ 2下旬	17	N. D.	N. D. ～ 1.00	N. D.	N. D. ～ 1.00	—			
カジカ類	10月上旬 ～ 2中旬	12	N. D.	N. D. ～ 0.53	N. D.	N. D. ～ 0.53	1	N. D.	N. D.	
アイナメ類	10月上旬 ～ 2下旬	7	N. D.	N. D. ～ 0.86	N. D. ～ 0.53	N. D. ～ 0.86	—			
ソイ類	9中旬 ～ 2下旬	9	N. D.	N. D. ～ 1.20	N. D. ～ 0.55	N. D. ～ 0.65	5	N. D.	N. D. ～ 0.57	
キチジ(キンキ)	2中旬 ～ 3中旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6	N. D.	N. D.	
シシャモ	9月上旬 ～ 11中旬	8	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1	N. D.	N. D.	
ハタハタ	10中旬 ～ 12月上旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
ニシン	11月上旬 ～ 3中旬	5	N. D.	N. D. ～ 0.65	N. D.	N. D. ～ 0.65	—			
エイ類	2月上旬 ～ 3下旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3	N. D.	N. D.	
ホテイウオ(ゴッコ)	1月上旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
コマイ	12月上旬 ～ 3下旬	13	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
イカナゴ	5中旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
サクラマス	3中旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
コンブ類	8月上旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	18	N. D.	N. D.	
タコ類	9中旬 ～ 3月上旬	7	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	9	N. D.	N. D.	
ケガニ	12月上旬 ～ 12中旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	4	N. D.	N. D.	
エビ類	3月上旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1	N. D.	N. D.	
カキ	7中旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6	N. D.	N. D.	
ホタテガイ	10中旬 ～ 3下旬	10	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	12	N. D.	N. D.	
ホタテガイ乾貝柱	7下旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	N. D.	N. D.	
ツブ類	9中旬 ～ 12中旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6	N. D.	N. D.	
ウバガイ(ホッキ)	9中旬 ～ 12中旬	5	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	4	N. D.	N. D.	
アサリ	9中旬 ～ 12中旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	5	N. D.	N. D.	
ウニ類	2月上旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	4	N. D.	N. D.	
マナマコ		—					3	N. D.	N. D.	
ワカサギ	2中旬 ～ 3 中旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
36分類(H23年)		451					280			

【実施主体】水産庁、北海道、【検査機関】(財)海洋生物環境研究所、北海道、【N.D.：不検出（検出限界(おおよそ0.5前後)未満)】

■ 北海道食品衛生監視指導計画に基づく検査状況（9月25日公表状況）

食品の放射性物質検査結果について

※1 Ge:ゲルマニウム半導体検出器(精密検査機器)

NaI:NaI(Tl)シンチレーション検出器(簡易検査機器)

※2 検査結果が不検出の場合は「<検出下限」を記載

NO	食品 カテゴリ	品目名	産地			結果 判明日	検査 機器※1	検査結果(Bq/kg)※2		
			都道府県	市町村	その他 (海域、河川、製造所等)			セシウム 134	セシウム 137	セシウム 合計
1	農産物	レタス	茨城県	古河市	-	H24.4.18	Ge	<3.4	<3.2	<6.6
2	農産物	キャベツ	群馬県	太田市	-	H24.4.18	Ge	<3.4	<3.0	<6.4
3	農産物	ナガネギ	群馬県	太田市	-	H24.4.18	Ge	<3.8	<3.2	<7.0
4	農産物	ダイコン	千葉県	銚子市	-	H24.4.19	Ge	<3.7	<3.2	<6.9
5	農産物	キャベツ	群馬県	伊勢崎市	-	H24.4.19	Ge	<4.2	<3.0	<7.2
6	農産物	キャベツ	千葉県	銚子市	-	H24.4.20	Ge	<4.5	<2.8	<7.3
7	農産物	ダイコン	茨城県	古河市	-	H24.4.20	Ge	<3.1	<2.8	<5.9
8	農産物	サツマイモ	茨城県	行方市	-	H24.4.20	Ge	<5.1	5.78	5.78
9	農産物	キャベツ	茨城県	結城郡八千代町	-	H24.5.21	NaI	<10	<10	<20
10	農産物	キュウリ	茨城県	つくば市	-	H24.5.21	NaI	<10	<10	<20
76	農産物	サツマイモ	茨城県	石岡市	-	H24.9.3	NaI	<10	<10	<20
77	農産物	ナス	群馬県	邑楽郡板倉町	-	H24.9.3	NaI	<10	<10	<20
78	農産物	モモ	福島県	伊達郡国見町	-	H24.9.4	NaI	<10	<10	<20
79	農産物	ヨウナシ	青森県	三戸郡南部町	-	H24.9.4	NaI	<10	<10	<20
80	農産物	サツマイモ	千葉県	成田市	-	H24.9.5	NaI	<10	<10	<20
81	農産物	ナガナス	茨城県	結城郡八千代町	-	H24.9.5	NaI	<10	<10	<20
82	農産物	ナス	茨城県	古河市	-	H24.9.5	NaI	<10	<10	<20
83	農産物	ブドウ	秋田県	横手市	-	H24.9.5	NaI	<10	<10	<20
84	農産物	モモ	福島県	伊達郡国見町	-	H24.9.5	NaI	<10	<10	<20
85	農産物	サツマイモ	茨城県	東茨城郡大洗町	-	H24.9.10	NaI	<10	<10	<20
86	農産物	ナス	茨城県	古河市	-	H24.9.10	NaI	<10	<10	<20
87	農産物	ブドウ	長野県	須坂市	-	H24.9.11	NaI	<10	<10	<20

【道外産農産物等の検査集計】

産地	検査数	品目	検査結果
福島県	3	モモ	不検出
宮城県	-		
茨城県	41	レタス、ダイコン、サツマイモ、キャベツ、ハクサイ、チンゲンサイ、キュウリ、トマト、ニンジン、メロン、ナガ	不検出
栃木県	2	アスパラ、ナス	不検出
群馬県	15	キャベツ、ナガネギ、ダイコン、キュウリ、ナス、アサシソ、ゴボウ、ヤマ	不検出
千葉県	9	ダイコン、キャベツ、ナガネギ、サツマイモ、メロン、カボチャ、サツマイ	不検出
岩手県	3	レタス、キヌサヤ、ナス	不検出
青森県	3	ゴボウ、ヨウナシ、ニンジン	不検出
秋田県	1	ブドウ	不検出
山形県	2	サクランボ、ブドウ	不検出
埼玉県	2	ニンジン、ナガネギ	不検出
東京都	-		
神奈川県	-		
新潟県	-		
山梨県	1	モモ	不検出
長野県	2	ブドウ、ブルーベリー	不検出
静岡県	1	パレイショ	不検出
愛知県	1	タマネギ	不検出

※ 原子力災害対策本部より、これまで出荷制限指示の対象が複数品目あった自治体(上段)、単一品目あった自治体(中段)、指示対象以外の自治体(下段)に太線で区分。

※ 不検出は、検査機器(GeとNaI)で異なり、左の表を参照のこと。

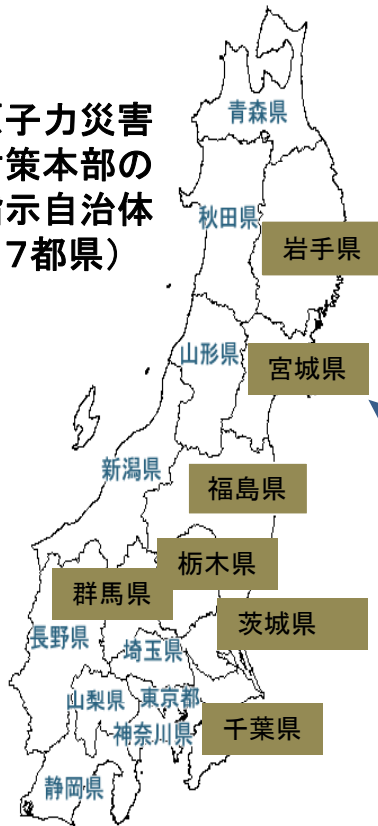
※ 上記の表(検査結果)は、道のホームページより抜粋しており、検査の結果は右表参照。

17都県における食品中の放射性セシウムに関する検査体制

検査体制の改正推移

- ①H23/4/4日取りまとめ
- ②H23年6月、8月追加改正
- ③H24/3/12日改正(2グループ)
- ④H24/7/12日改正(岩手県編入)

原子力災害
対策本部の
指示自治体
(17都県)



■原子力災害対策本部による指示

- ①過去に**複数**品目で出荷制限指示の対象となった自治体(7県)
福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
- ②過去に**単一**品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の**隣接**自治体(10都県)
青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※水産物の検査対象(50Bq/kg越えの放射性セシウムが検出された自治体)

- (1)海産魚種：福島県、宮城県、茨城県、岩手県、千葉県
- (2)内水面魚種：上記①及び②に掲げる自治体

■その他、各自治体における検査

○食品衛生法に基づく「食品衛生監視指導計画」による検査
(検査体制を有する)都道府県及び保健所設置の自治体

※ 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準値を超えた場合は、**同一ロットの食品の回収や廃棄が指示**されるなど、適切に対応。また、厚生労働省に検査の結果を報告し、**当該自治体及び厚労省で公表**。

※ 生産地域の広がりなどを考慮して、原子力災害対策本部による**出荷制限等**が指示される。

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html
〈東日本大震災関連情報 食品中の放射性物質への対応：新基準値、検査、出荷制限等〉

食品中の放射性セシウムに関する検査計画(厚生労働省資料)

原子力災害対策本部	■対象自治体(17都県)、対象品目、対象区域・検査頻度を指示
厚生労働省	■各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を要請

複数品目で出荷制限指示のあった自治体				単一品目で出荷制限指示のあった自治体		
グループ分け	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、岩手県 (7) ※岩手県は7月12日見直しにより編入			青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 (10)		
検出レベル・品目	>50Bq/kg 検出市町村	主要産地の市町村	その他の市町村	>50Bq/kg 検出市町村	主要産地の市町村	その他の市町村
>100Bq/kg	3検体以上		1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50～100Bq/kg	3検体以上	1検体以上	—	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	—
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して2～3週に1回		
牛肉	農家毎に3か月に1回			—		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

対象品目:野菜類、果実類、きのこ・山菜類、肉、穀類、乳、水産物、その他(茶、はちみつ)

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産物	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

検査結果の措置 : 基準値を超えた食品は、食品衛生法により廃棄、回収等の措置。加工食品が基準値を超えた場合は、食品衛生法による措置のほか、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査を強化等。

農業生産現場における対応(農林水産省資料より)

1 野菜、果実、茶等の農産物に関する取組

①放射性物質の低減対策

- ・果樹の粗皮削り・樹体洗浄等、茶の剪定・整枝
- ・農地の除染、肥料等の資材の調査、暫定許容値の設定

②収穫後の放射性物質調査(調査対象17都県)

2 24年産米の取組

23年産米の調査結果を基に、

- ①警戒区域や計画的避難区域のほか、500Bq/kgを超過した値が見られた地域等については**作付制限**
- ②100～500Bq/kgの値が一定程度見られた地域等については、事前に出荷を制限し、除染や吸収抑制対策を行った上で、地域の米の全量を管理・調査することを条件に作付

3 畜産物に関する取組

①新基準値に対応した飼養管理の徹底

- ・新基準値を越えない食肉や牛乳が生産されるよう飼料の暫定許容値を改訂
- ・新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)への切替え、牧草地の除染対策など

②放射性物質調査

- ・牛肉の全戸調査(岩手、宮城、福島、栃木、茨城、群馬、千葉の7県対象)
- ・乳の調査頻度の強化(上記7県では、1週間に1度)

4 特用林産物(きのこ等)の取組

①安全なきのこ原木の確保、ほだ木の除染、簡易ハウスの導入等

②野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供(ホームページ、パンフレット)

平成24年度 農産物等の調査結果の概要（農林水産省資料）（平成24年4月1日～8月31 日）

品 目	検査点数	放射性セシウム基準値内		放射性セシウム 基準値100Bq/kg 越	暫定規制値適用中(H24年3 月31日迄)の100Bq/kg超 の調査点数(H23年度)
		50Bq/kg以下(「検 出せず」含む)	50以上100 Bq/kg以下		
米 (上段:福島県産) (下段:福島県以外16都県)	1, 894 454	1, 894 454	0 0	0 0	9/3, 217点
麦	1, 646	1, 646	0	0	
豆 類	13	13	0	0	
野 菜 類	9, 037	9, 030	5	2	385/11, 998点
果 実 類	1, 739	1, 721	14	4	221/2, 724点
きのこ・山菜類	3, 366	2, 469	394	503	508/1, 961点
その他地域特産物	224	63	1	0	
合 計	18, 373	17, 450	414	509	

品 目	検査点数	基準値以下(「検出せず」を含む)	基準値超	放射性セシウムの新基準値
飲 用 茶	708	695(うち5Bq/kg超10Bq/kg以下 50)	13	10ベクレル(Bq)/kg以下
原 乳	1, 016	1, 016	0	50ベクレル(Bq)/kg以下
豚 肉	417	414(うち50Bq/kg超100Bq/kg以下 2)	1	100ベクレル(Bq)/kg以下
鶏 肉	149	149	0	〃
卵	233	233	0	〃
その他畜産	236	236	0	〃

品 目	検査点数	放射性セシウム暫定規制値(500Bq/kg) 以下					500Bq/ kg越
		新基準値以下 (「検出せず」を 含む)	100超200Bq /kg以下	200超300Bq /kg以下	300超400Bq /kg以下	400超500Bq /kg以下	
牛肉(H24/4～)	58, 460	58, 457	3	0	0	0	0
〃 (H23年度)	92, 683	91, 591	548	221	106	60	157

水産物の検査の取組み(農林水産省 水産庁資料より)

1 放射性物質検査の基本方針

① 水産物の汚染状況の調査

- 福島県及び近隣県の主要港 原則、週1回程度
- 漁期のある品目 漁期開始前の検査及び、漁期開始後は週1回程度の継続

② 岩手県及び千葉県の海産水産物並びに内水面魚種の検査

過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定

2 出荷規制・操業自粛の取組み(基準値超えの値が検出された場合)

ア 周辺での調査を強化(他の地点で基準値越えが検出されない場合) ➡ 操業自粛等(自主的対応)

福島県及び近隣の宮城県、茨城県では、食品の基準値(100Bq/kg)を越える恐れのある水産物の出荷を抑えるため、自主規制を実施。【福島県では操業自粛中(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ及びシライトマキバイを対象とした試験操業を除く。)]

イ 他地点でも基準値越えが検出された場合 ➡ 原子力対策本部長による出荷制限指示等

※出荷制限措置の解除 その後の検査の結果、直近1カ月以内の検査結果が全て基準値を安定的に下回った場合

3 検査結果と公表

公表は、サンプリングを行った海域を有する県、又はそれを行った水揚港が所在する県、通報を受けた厚生労働省において実施 → 当該県及び厚生労働省のホームページ等で確認

4 広域回遊性魚種において食品衛生法上の基準値(100Bq/kg)を越えた場合の対応(国の方針)

検体が漁獲された海域周辺における関係漁業の操業(原則各県沖)を当面自粛するよう業界に要請



試験操業船によるサンプリングを原則週1回実施し、3回連続基準値を下回った場合に操業を再開

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品(9月26日現在)

県 名	出 荷 制 限 品 目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花雷類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、 <u>たけのこ、わさび(畑において栽培されたものに限る。)、くさそてつ(ごみ)、たらめ(野生のものに限る。)、ふきのとう(野生のものに限る。)、こしあぶら、ぜんまい、わらび、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23年、24年産)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)</u> 、水産物40種※、イノシシの肉、クマの肉、 (全域) 牛の肉 注1)
茨城県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)、たけのこ、こしあぶら(野生のものに限る。)、シロメバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、コモンカスベ、アメリカナマズ(養殖を除く。)、ギンブナ(養殖を除く。)、ウナギ、イシガレイ、茶、</u> (全域) <u>イノシシの肉</u> 注1)
栃木県	(一部地域) 原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)、たけのこ、クリ、キノコ類(野生のものに限る。)、くさそてつ(ごみ)(野生のものに限る。)、こしあぶら(野生のものに限る。)、さんしょう(野生のものに限る。)、ぜんまい(野生のものに限る。)、たらめ(野生のものに限る。)、わらび(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ウグイ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)</u> 、茶 (全域) 牛の肉 注1)、イノシシの肉 注1)、シカの肉
千葉県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地・施設栽培)、たけのこ、ギンブナ</u> 、茶
神奈川県	(一部地域) 茶
群馬県	(一部地域) <u>ヤマメ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)</u> 、茶 (全域) <u>クマの肉</u>
宮城県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地栽培)、たけのこ、くさそてつ(ごみ)、こしあぶら、ぜんまい、スズキ、ヒラメ、マダラ、ヒガンフグ、ウグイ、ヤマメ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、クロダイ</u> (全域) 牛の肉 注1)、 <u>イノシシの肉、クマの肉</u>
岩手県	(一部地域) <u>原木シイタケ(露地栽培)、たけのこ、こしあぶら、せり(野生のものに限る。)、ぜんまい、わらび(野生のものに限る。)、マダラ、イワナ(養殖を除く。)、ウグイ</u> (全域) 牛の肉 注1)、 <u>シカの肉、クマの肉</u>
青森県	(一部地域) <u>マダラ</u>
山形県	(全域) <u>クマの肉</u>
長野県	(一部地域) <u>キノコ類(野生のものに限る。)</u>

注1) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2) 太字(下線)については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。

※ 福島県沖では、現在のところ全ての沿岸漁業及び底引き網漁業の操業は行われていない。詳細品目は厚生労働省HPで確認。

平成24年8月30日現在

南日本太平洋における水産物の出荷規制・操業自粛等水域図

